

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成 15 年 2 月 19 日  
条 例 第 2 号

改正

平成 20 年 11 月 10 日 条例第 1 号  
平成 27 年 9 月 10 日 条例第 1 号  
令和元年 11 月 22 日 条例第 2 号  
令和 6 年 2 月 8 日 条例第 1 号

平成 23 年 2 月 9 日 条例第 2 号  
平成 29 年 11 月 20 日 条例第 7 号  
令和 5 年 2 月 10 日 条例第 4 号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 6 号）の全部を改正する。

（報酬）

第 1 条 非常勤の特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

（支給期等）

第 2 条 月額報酬は、毎月これを支給する。

- 2 年額報酬は、その 4 分の 1 の額を毎年 6 月、9 月、12 月、3 月の 4 回に支給する。
- 3 前 2 項の報酬の支給期は、管理者が必要と認める場合には、支給期を代えて支給することができる。
- 4 月額又は年額の定めのある者が、月又は年の中途において就職した場合は、その就職の日から、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた場合には、その日までの報酬を日割計算により支給する。
- 5 前項の日割計算は、その月の日数から職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 55 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 5 号）において準用する藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 41 年藤井寺市条例第 19 号）第 3 条第 1 項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として計算するものとする。

（費用弁償）

第 3 条 別表に規定する職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和 46 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 7 号）において準用する藤井寺市の職員の旅費に関する条例（昭和 34 年藤井寺市条例第 23 号）の例により旅費を支給する。

（適用除外）

第 4 条 関係市の教育長がこの条例に定める職を兼ねている場合は、報酬は支給しない。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 9 日条例第 2 号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月20日条例第7号）

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和元年11月22日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日条例第4号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 [後 略]

附 則（令和6年2月8日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

区 分	報 酬 額
管理者	月額 14,000円
副管理者	月額 13,000円
教育委員	月額 2,000円
公平委員会委員	年額 8,000円
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額 10,000円
議会議員のうちから選任された監査委員	月額 2,000円
産業医	月額 40,000円
行政不服等審査会委員	日額 9,500円
教育委員会事務点検評価員	日額 9,500円